

21 漁港機能増進事業

【2, 594 (1, 000) 百万円】

対策のポイント

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善、安全性の向上及び漁港施設の有効活用等に資する施設の整備を支援します。

<背景／課題>

- ・近年、漁村においては、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行し、漁村の活力の低下が懸念されています。また、漁港をはじめ社会資本全体において、多くの施設が耐用年数を迎える中、維持管理・更新費の増大等が懸念されることから、既存施設を最大限活用したストック効果の最大化が求められています。
- ・これらのことから、漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、漁港機能を増進する取組を推進することが必要です。

政策目標

- 都市漁村交流人口の増加数
(5年間でおおむね100万人)
- 老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合
(66% (平成28年度) → おおむね100% (平成33年度))

<主な内容>

漁港の利用者や生産者の就労環境の改善、安全性の向上及び漁港施設の有効活用など、漁港機能の増進を図るため、以下の施設整備を推進します。

- (1) 省力化・軽労化・就労環境の改善を図るための施設 (岸壁の屋根等)
- (2) 安全対策向上のための施設 (防潮堤の改良等)
- (3) 漁港施設の有効活用を促進するための施設 (港内の増養殖施設等)

〔 補助率：1/2等
事業実施主体：地方公共団体等 〕

[お問い合わせ先：水産庁計画課 (03-3506-7897)]

漁港機能増進事業

【平成30年度予算概算決定額： 2,594(1,000)百万円】

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、漁港の利用者や生産者の就労環境の改善、安全性の向上及び漁港施設の有効活用など、漁港機能の増進を図る。

【省力化・軽労化・就労環境改善施設】

○屋外作業における就労環境改善のため、岸壁の屋根を整備



○荷揚げや積み込み作業等における省力化・軽労化のため、浮体式係船岸を整備



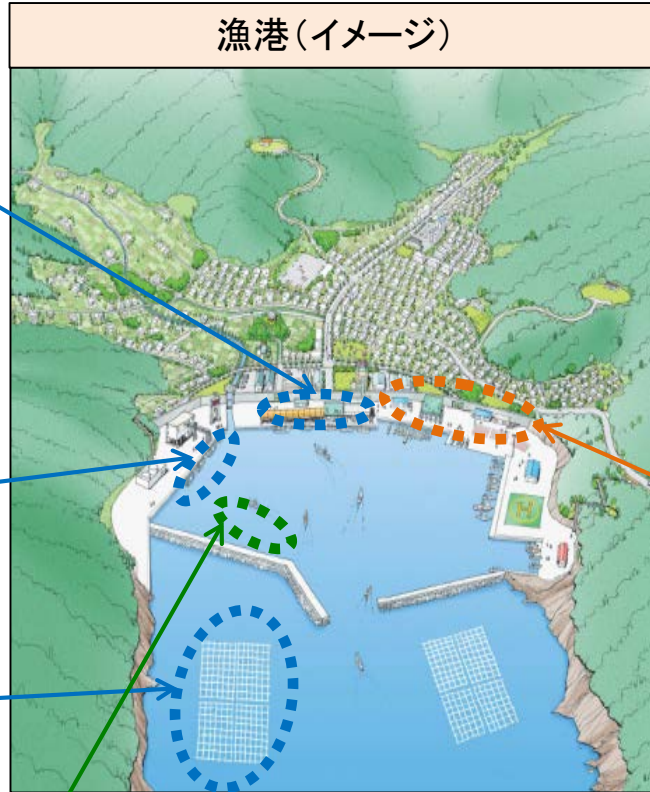
○省力化・軽労化に資する漁港に近接した漁場の整備

【有効活用促進施設】

○港内の静穏域を有効活用するため、アワビ等の増殖場を整備



漁港(イメージ)



【安全対策向上施設】

○浸水被害を抑えるため、防潮堤等を整備



○津波による漁船等の漂流物の流出による二次災害の回避のため、津波バリア施設を整備



東日本大震災において漂流した漁船

○津波等による被害軽減のため、防災施設を整備



○漁港施設の機能保全計画の見直し

【事業実施主体】 地方公共団体等
【補助率】 1 / 2 等

22 農山漁村地域整備交付金（公共）

【91,650(101,650)百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。

農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等

森林分野：予防治山、路網整備等

水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

国費率：1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること
農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

森林分野に関すること
林野庁計画課 (03-3501-3842)

水産分野に関すること
水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備

+

森林基盤整備

+

水産基盤整備

+

海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
(都道府県が各地区に予算を配分)
(関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
(農・林・水横断的な予算融通が可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
(客観性・透明性の確保)

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】



【森林基盤整備】



【海岸保全施設整備】



23 強い農業づくり交付金

【20,154(20,174)百万円】

対策のポイント

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援します。

<背景/課題>

- ・「強い農林水産業」を実現するため、生産基盤の整備により、農業の収益力等を強化することが喫緊の課題です。
- ・このため、消費者・実需者の需要に応じて、国産農畜産物を安定的に生産・供給する産地体制等を構築する必要があります。

政策目標

- 指定野菜の加工・業務向け出荷量を39%増(平成37年度(対平成25年度比))
(80万1千トン(平成25年度)→111万6千トン(平成37年度))
- 1中央卸売市場当たりの取扱金額を8%増(平成32年度(対平成25年度比))
(585億円(平成25年度)→632億円(平成32年度))

<主な内容>

1. 産地の収益力の強化

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設等の整備や再編を支援します。

また、「攻めの農業」の実現に向け、集出荷・処理加工施設等の再編合理化、次世代型大規模園芸施設や生産性向上等の技術習得に必要な温室の整備、中山間地域の競争力強化、水田における高収益型農業への転換について、優先枠を設置することにより、積極的に支援します。

さらに、産地の持続・発展性の確保に向け、本交付金による生産基盤の整備を通じた担い手の育成・確保等の取組を推進します。

[優先枠の例]

- ・コスト低減に向けた乾燥調製施設等の再編
- ・高度環境制御技術と地域エネルギー等を活用した次世代型大規模園芸施設や生産性向上・規模拡大の技術習得に必要な温室の整備
- ・都道府県が作成する中山間地域の地域別農業振興計画に基づき行う取組に必要な産地基幹施設等の整備
- ・水稻から園芸作物に転換するための集出荷施設等の整備

等

2. 食品流通拠点整備の推進

食料の安定的な供給体制等を確保するため、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

(交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等)

(お問い合わせ先：
1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
2の事業 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059))

強い農業づくり交付金

平成30年度予算概算決定額：20,154(20,174)百万円

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援。

補助対象：

① 産地基幹施設等整備

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、小規模土地基盤整備、飼料作物作付条件整備 等

② 食品流通拠点施設整備

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設 等

交付率：

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

事業実施主体：

都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

交付先：

国 ⇒ 都道府県

事業の流れ



支援メニュー

1 産地収益力の強化

各品目の生産性向上等の取組に必要な産地基幹施設等の整備を支援

2 産地合理化の促進

産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援

3 食品流通の合理化

品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援

優先枠の設定

「攻めの農業」の実現に向け、次の取組を積極的に支援します。

① 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化【20億円】

高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設等の再編合理化

② 次世代施設園芸の取組拡大【20億円】

高度環境制御技術と地域エネルギー等を活用した次世代型大規模園芸施設や生産性向上・規模拡大の技術習得に必要な温室の整備

③ 中山間地域の競争力強化【30億円】

都道府県が作成する中山間地域の地域別農業振興計画に基づき行う取組に必要な産地基幹施設等の整備

④ 水田における高収益型農業への転換【10億円】

水稲から園芸作物に転換するための集出荷施設等の整備

24 浜の活力再生交付金

【6,770(5,400)百万円】

対策のポイント

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、自らプランの見直しを行う活動や漁村女性が行う実践的な取組、プランに位置付けられた共同利用施設の整備、水産資源の維持管理、漁港漁場の機能高度化等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・水産業や漁村地域の再生を図るため、漁業者自らが漁業収入の向上とコスト削減のために具体的な対策に取り組む「浜の活力再生プラン」を推進しているところです。
- ・「浜の活力再生プラン」における目標を達成するため、必要に応じたプランの見直し、漁村女性が行う実践的な取組、プランに位置付けられた共同利用施設の整備やプラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策等の取組を支援する必要があります。

政策目標

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得を5年後に10%以上向上

<主な内容>

1. 浜の活力再生プラン推進事業

70(50)百万円

漁業所得の向上による浜の活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、プランの見直しに関する活動、漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組等に対して支援します。

（ 交付率：定額、定額（1/2以内）
事業実施主体：地域水産業再生委員会、民間団体等 ）

2. 水産業強化支援事業

6,700(5,350)百万円

「浜の活力再生プラン」に位置付けられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等 ）

お問い合わせ先：

- 1の事業 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)
水産庁研究指導課 (03-6744-2374)
2の事業 水産庁防災漁村課 (03-6744-2391)

浜の活力再生交付金

【平成30年度予算概算決定額：6,770（5,400）百万円】

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、

- ① 自ら**浜プランの見直しを行う活動**や**漁村女性による実践的な取組等**を支援
- ② 浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策**等の取組を支援

浜の活力再生プラン

- ・地域自ら策定する「浜の改革」を目指す計画
- ・漁業所得の10%以上の向上を目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

浜の活力再生交付金

浜の活力再生プラン推進事業

浜プランの着実な推進を支援するため、プランの見直しに関する活動や漁村女性による実践的な取組等を支援

水産業強化支援事業

浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備、浜プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災・減災等に必要な整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



種苗生産施設



津波避難タワー

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援



25 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【150（150）百万円】
（平成29年度補正予算 138百万円）

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や新燃岳等の活火山の急激な活発化に伴う降灰等により、農作物等への被害や影響が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う降灰による農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積
（農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）（平成32年度））

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備や関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-3502-6430）]

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害への対応体制を強化

事業内容

- ① 降灰による被害の防除又は最小化に必要な共同利用施設の整備等を実施
- ② ①に関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な洗浄用機械施設整備等を実施

【②関連整備等】



①の施設整備等の効果を一層促進させるため、洗浄用水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施

補助率等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、事業費の1/2以内を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

事業の対象

- 活動火山対策特別措置法に基づき、都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

26 畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 186,374 (176,272) 百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

<背景/課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

政策目標

- 生乳の生産量 (745万トン (平成25年度) →750万トン (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万トン (平成25年度) →52万トン (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万トン (平成25年度) →131万トン (平成37年度))
- 鶏卵の生産量 (252万トン (平成25年度) →241万トン (平成37年度))

<主な内容>

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向け生乳)について生産者補給金等を交付するとともに、その取引価格が低落した場合の補填を行います。

加工原料乳生産者補給金等 (所要額) 36,292 (36,991) 百万円
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続

補助率: 定額、3/4以内

事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、対象事業者

(関連対策)

飼料生産型酪農経営支援事業

6,960 (6,960) 百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金(1.5万円/1ha)を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金(3万円/1ha)を追加交付します。

補助率: 定額

事業実施主体: 都道府県協議会、生乳生産者

[平成30年度予算の概要]

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	(所要額)	19,944	(19,941)	百万円
肉用牛繁殖経営支援事業	(所要額)	17,584	(17,570)	百万円
補助率：定額、3/4以内				
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体				

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の9割(補填率9割は、平成30年度に限った措置)を補填金として交付します。(一部の県において地域算定を実施します。)

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)	(所要額)	97,726	(86,942)	百万円
補助率：定額、3/4以内				
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者				

4. 養豚経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業(豚マルキン)	(所要額)	9,966	(9,966)	百万円
補助率：定額、1/2以内				
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、肉豚生産者				

5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業	4,862	(4,862)	百万円
補助率：定額、3/4以内、1/4以内			
事業実施主体：民間団体等			

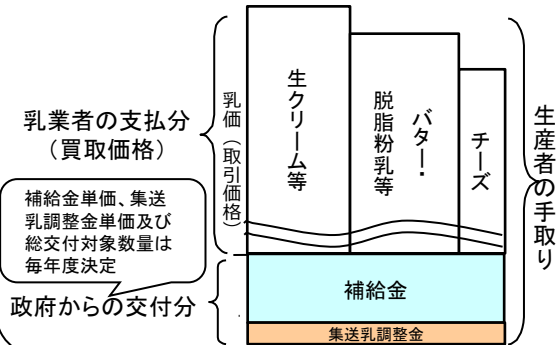
お問い合わせ先：			
1の事業	生産局牛乳乳製品課	(03-3502-5987)	
2、5の事業	生産局食肉鶏卵課	(03-3502-5989)	
3、4の事業(関連対策を含む)	生産局畜産企画課	(03-3502-5979)	

酪農の経営安定対策について

加工原料乳生産者補給金制度

生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、集送乳が確実にいえるよう、指定事業者に対して集送乳調整金を交付。

30年度総交付対象数量340万トン、生産者補給金単価8.23円/kg、集送乳調整金単価2.43円/kg



【補給金の要件】

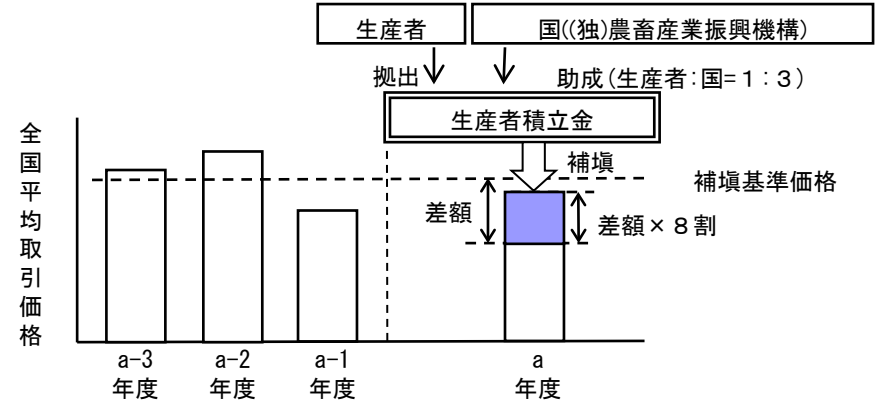
- 毎年度、生乳の年間販売計画を提出すること
- 年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引という要件を満たすこと

【集送乳調整金の要件】

- 集送乳経費がかさむ地域を含む都道府県単位以上（一又は二以上の都道府県）の区域内で集乳を拒否しない
- 集送乳経費の算定方法等を基準に従い規定

加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格）が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。



飼料生産型酪農経営支援事業(関連対策)

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付（1.5万円／1ha）。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金を追加交付（3万円／1ha）。

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a／頭、都府県で10a／頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価

- ・ 飼料作付面積 1.5万円／1ha
- ・ 飼料作付の拡大面積 1.5万円+3万円／1ha(追加交付)

肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

肉用牛繁殖経営対策

(子牛価格)

発動基準

肉用牛繁殖経営支援事業

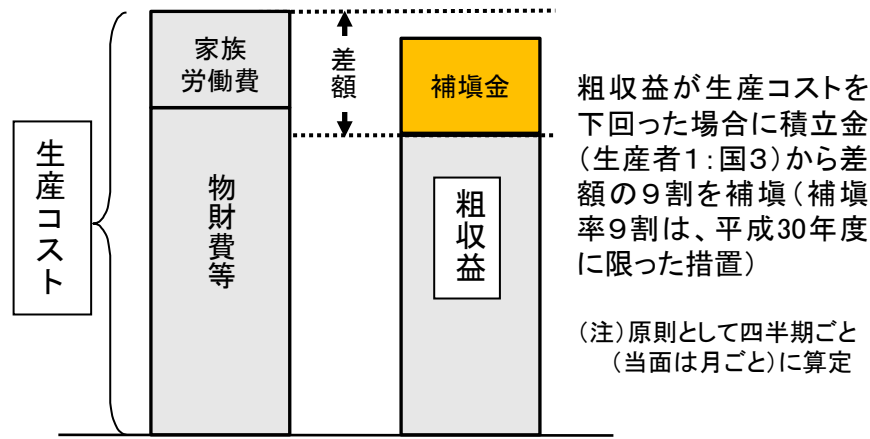
肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

保証基準価格

肉用子牛生産者補給金制度

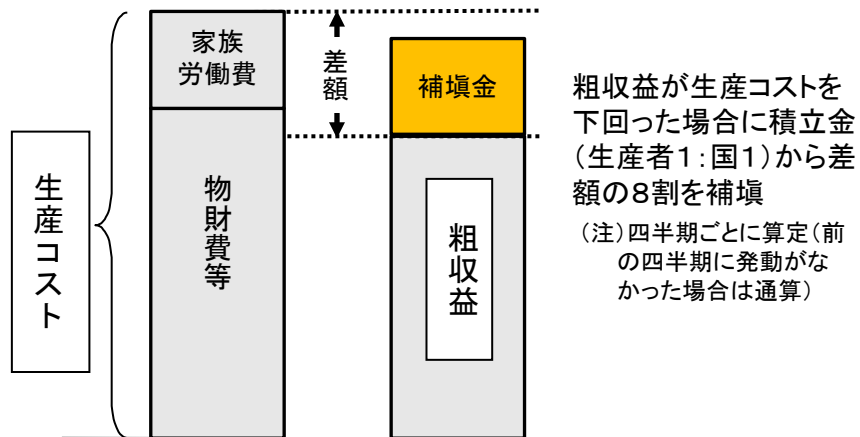
肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)

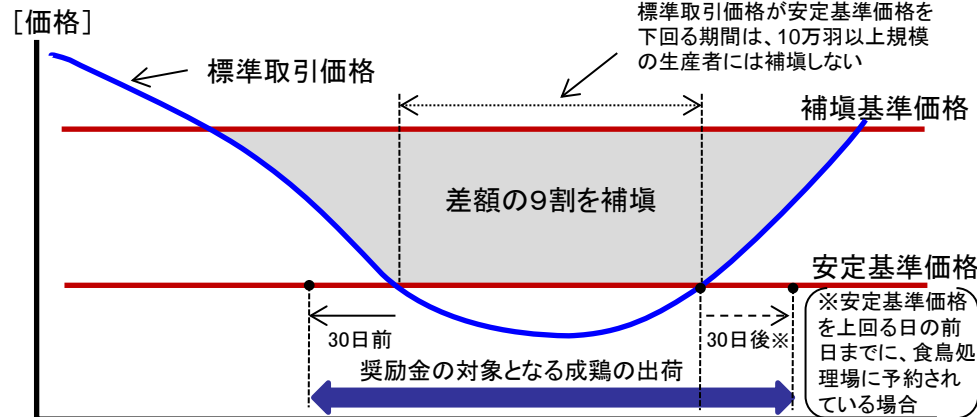


※一部の県において地域算定を実施

養豚経営安定対策事業(豚マルキン)



鶏卵生産者経営安定対策事業



27 酪農経営体生産性向上緊急対策事業

【3,000(6,000)百万円】

対策のポイント

酪農家の「働き方改革」を推進するため、労働負担軽減・省力化等に資する取組を支援します。

<背景/課題>

- ・毎日欠かすことができない搾乳や給餌作業、深夜対応も求められる分娩監視等、酪農家の労働負担が大きいことが、離農の原因や後継者による継承が進まないことの一因となっています。
- ・また、乳用後継牛が減少する中で初妊牛価格が高騰しており、生乳生産基盤の確保のためには、乳用後継牛の自家生産に取り組み易い生産環境づくりが急務となっています。
- ・このため、酪農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入等を支援し、労働条件を改善する必要があります。

政策目標

労働負担軽減・省力化の推進による、酪農家の労働時間の短縮

<主な内容>

地域の酪農家等、酪農関係者が参画する協議会において、労働負担軽減や乳用後継牛の確保を図る計画が策定された場合、当該計画の実現のため、以下の取組を支援します。

1. 労働負担軽減・省力化等に資する機械装置の導入支援

酪農を営む者に対し、その実情に応じた労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入を支援します。

2. 乳用後継牛預託施設の機器整備等の支援

乳用後継牛の育成を担う預託施設に対し、乳用後継牛の受入体制を強化するため、預託施設の機器整備等を支援します。

（補助率：定額、1/2以内）
（事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課 (03-6744-2587)]

酪農経営体生産性向上緊急対策事業（楽酪事業）

平成30年度予算概算決定額
3,000(6,000)百万円

- 酪農家における労働負担軽減・省力化、飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入を支援。
- 乳用後継牛育成の負担軽減のため、育成牛の受入体制の強化を図る取組を支援。

酪農経営の課題

- 酪農は毎日の搾乳作業や飼料給与等により、畜産業の中でも酪農は、最も1人当たりの平均年間労働時間が長い（2,200時間）。
- 初妊牛価格の高騰により、乳用後継牛の自家育成に取り組む農家は増えると想定されるが、この取組はさらなる労働負担を招く。

労働負担軽減・省力化等に資する機械装置の導入

○搾乳関係



【搾乳ロボット】
乳用牛が自発的に搾乳室に入りし、搾乳作業を自動化

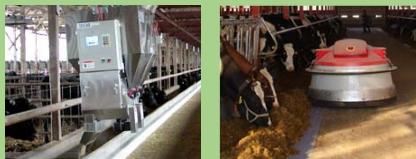


【ミルクパーラー】
乳用牛を搾乳室に移動させ、搾乳作業を集中化



【搾乳ユニット搬送レール】
つなぎ飼い経営で利用する搾乳器（約9kg）をレールで搬送

○飼料給与関係



【自動給餌機・餌寄せ装置】
• 餌槽に飼料を散布し、飼料給与作業を自動化
• 口元に餌を戻し、食べ残しを低減



【ほ乳ロボット】
• ほ育牛が自発的に飲乳し、ほ乳作業を自動化

○家畜飼養管理



【発情発見装置・分娩監視装置】
• 牛の活動量を自動計測し、行動観察に拘束されることなく発情等を発見

育成体制の強化

乳用後継牛の預託施設



拡張・
機器整備

育成牛の 受入頭数を拡大



預託により、
育成の負担を軽減



【参考】酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（楽酪GO事業、ALIC予算）50億円
酪農家における労働負担軽減に資する省力化機械装置の導入と一体的な施設の補改修・増築等を支援。

28 畜産生産能力・体制強化推進事業

【526（396）百万円】

対策のポイント

繁殖基盤の強化を図るため、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産を推進するとともに、生産基盤強化に向けた肉用牛・乳用牛・豚に係る家畜改良等を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国畜産の安定的な発展、競争力強化のためには、優れた個体の選抜・利用による家畜能力の向上と家畜の能力を十分に発揮させる飼養環境づくりが重要です。
- ・また、肉用牛生産において、高齢化や離農の進展により農家戸数や飼養頭数が減少するなど、生産基盤の弱体化が懸念されています。
- ・このため、高能力な家畜を生産するための家畜改良、家畜の能力を十分に発揮するための個体管理を推進する取組等を支援するとともに、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産を推進することにより、畜産の生産基盤の強化を図る必要があります。

政策目標

- 生乳の生産量：745万トン（平成25年度）→750万トン（平成37年度）
- 牛肉の生産量：51万トン（平成25年度）→52万トン（平成37年度）
- 豚肉の生産量：131万トン（平成25年度）→131万トン（平成37年度）

<主な内容>

1. 家畜能力等向上強化推進

遺伝子解析情報等を活用した新たな評価手法による生涯生産性の向上、多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：農業者集団、民間団体）

2. 牛の個体識別情報活用の効率化・高度化対策

牛の個体識別番号をキーとして飼養管理等の生産関連情報を全国ベースで利用できる体制を整えることにより、家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を推進する取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体）

3. 繁殖肥育一貫経営等育成支援

肉用牛生産の構造改革を進め、繁殖基盤の強化を図るため、肉用牛肥育経営の一貫化や地域内一貫生産を推進する取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：農業者集団、民間団体）

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-6744-2587）]

1 家畜能力等向上強化推進

生産基盤の強化を図るため、遺伝子解析情報等を活用し、

- ・ 長命連産に優れた乳用牛の生産を進める取組
- ・ 近交係数の上昇抑制に配慮した和牛生産体制を確立する取組
- ・ 肉質及び繁殖成績を効率的に高めるための種豚選抜を進めるための取組

等により、家畜の多様性を確保しつつ能力を向上させる取組に対して支援。

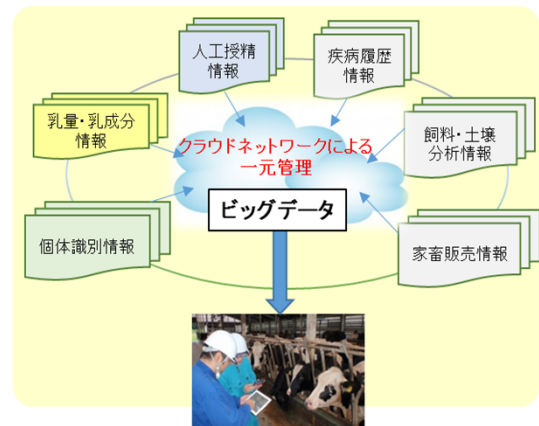


2 牛の個体識別情報活用の効率化・高度化対策

牛の個体識別番号と生産情報を活用し、飼養管理の効率化・高度化を図るため、

- ・ 関連情報をクラウドネットワークに一元管理する拡張性の高いシステムを構築する取組
- ・ 全国どこからでも生産者が利用できるシステムを構築する取組

等に対して支援。



3 繁殖肥育一貫経営等育成支援の概要

生産の現状

- ・ 繁殖経営の平均飼養頭数は14頭/戸
- ・ 10頭/戸未満層が約7割を占める構造
- ・ それらの経営では、高齢化が進行
- ・ 飼養戸数が減少し、子牛供給に懸念

課題

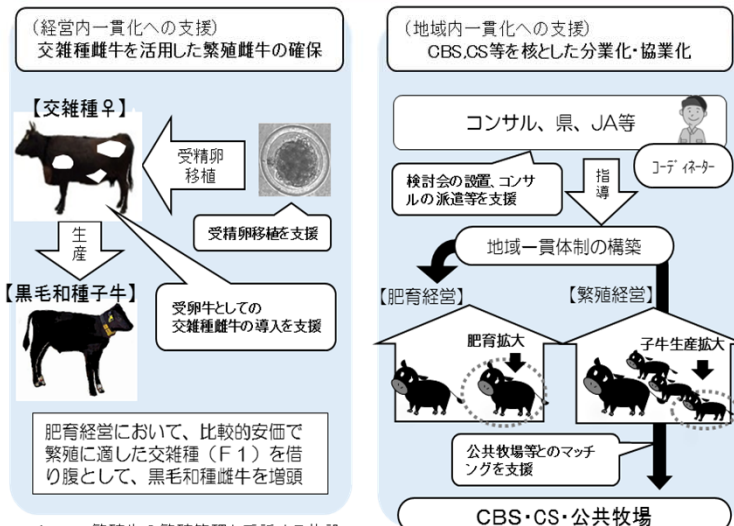
- ・ 牛肉の生産拡大を図るためには繁殖基盤の強化が必要
- ・ 子牛価格の変動に左右されず、子牛の安定供給が可能な繁殖・肥育一貫生産の拡大が必要

○肥育経営からの経営内一貫化

大規模肥育経営が繁殖部門を開始することにより、繁殖雌牛の飼養規模の拡大を図り、肥育素牛を安定的に確保。

○地域内の分業化等を通じた一貫化

CBS、CS等を核とした分業化・協業化を通じて、地域ぐるみで繁殖雌牛を増頭。



肉用牛生産の拡大

目指す姿

以下の様な規模の経営において子牛供給の過半を目指す

〔繁殖雌牛50頭以上層の頭数割合は現在約3割〕

繁殖・肥育一貫の大規模法人経営

- 【飼養形態】繁殖牛300頭
- 育成牛200頭
- 肥育牛500頭

放牧やCBSの活用により規模拡大を図る繁殖経営

- 【飼養形態】繁殖牛80頭

(注) 酪肉近(H37目標)に掲げる肉用牛経営の指標

(注) CBS: キャトル・ブリーディング・ステーション。繁殖牛の繁殖管理を受託する施設。
CS: キャトル・ステーション。子牛の哺育・育成を受託する施設。

29 自給飼料の生産拡大

【14,786(14,168)百万円】

対策のポイント

国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景/課題>

- ・畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農及び肉用牛生産で約4～5割、養豚及び養鶏で約7割となっており、飼料価格、特に濃厚飼料原料の大宗を占める輸入穀物の価格動向は、畜産経営に大きく影響します。
- ・我が国の畜産・酪農の競争力を強化するためには、輸入飼料原料への過度の依存から脱却し、国産飼料の一層の増産と利用の着実な拡大により飼料自給率を高め、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立していくことが重要です。

政策目標

- 飼料自給率の向上(26%(平成25年度)→40%(平成37年度))
- 飼料作付面積の拡大(89万ha(平成25年度)→108万ha(平成37年度))

<主な内容>

1. 飼料増産総合対策 971(1,011)百万円
(1) 草地生産性向上対策 226(277)百万円

- ① 不安定な気象に対応したリスク分散等により安定的に高収量を確保するための草地改良
- ② 飼料作物の優良品種利用の推進等を支援します。

(補助率：定額、1/2以内)
事業実施主体：農業者集団、民間団体)

- (2) 国産飼料増産対策 648(564)百万円

- ① コントラクター及びTMRセンター(コントラクター等)が地域の飼料生産の担い手として機能の高度化を図るため、国のガイドラインの方向に即し、飼料生産作業の集積等により生産機能の強化を図る取組
- ② コントラクター等による青刈りとうもろこし等の栄養価の高い良質な粗飼料(高栄養粗飼料)の作付・利用拡大の取組
- ③ 繁殖基盤強化に向けた肉用繁殖雌牛等の放牧を活用した地域内一貫生産体制の構築の取組
- ④ 公共牧場の新たな活用方法の検討の取組
- ⑤ 子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築等を支援します。

(補助率：定額、1/2以内)
事業実施主体：農業者集団、民間団体)

- (3) エコフィード増産対策 96(170)百万円

エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進、地域の飼料化事業者の育成、国産由来の食品残さ等の積極的な収集を通じたエコフィードの増産等を支援します。

(補助率：定額、1/2以内)
事業実施主体：農業者集団、民間団体)

[平成30年度予算の概要]

2. 飼料生産型酪農経営支援事業 6,960(6,960)百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金

(1.5万円/1ha)を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、**輸入飼料の使用量を削減**又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金(3万円/1ha)を追加交付します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者

3. 草地関連基盤整備<公共> 6,855(6,197)百万円

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進します。

農業農村整備事業で実施
国費率、補助率：3/4、1/2等
事業実施主体：国、都道府県、事業指定法人

お問い合わせ先：
1の事業 生産局飼料課 (03-3502-5993)
2の事業 生産局畜産企画課 (03-3502-0874)
3の事業 生産局飼料課 (03-6744-2399)

29 自給飼料の生産拡大

平成30年度予算概算決定額
14,786 (14,168) 百万円

国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立。

飼料増産総合対策事業

▶ 不安定な気象に対応したリスク分散等により安定的に高収量を確保するための草地改良、飼料作物の優良品種利用の推進 等を支援



草地の改良



コントラクター等機能高度化

▶ 飼料生産作業の集積等によるコントラクター等の生産機能等の強化、繁殖基盤強化に向けた肉用繁殖雌牛等の放牧を活用した地域内一貫生産体制の構築、公共牧場の新たな活用方法の検討の取組、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築 等を支援



放牧の推進



国産濃厚飼料
(子実用とうもろこし・イア
コーンサイレージ等)の
生産・利用の推進

▶ エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化促進、地域の飼料化事業者の育成、国産由来の食品残さ等の積極的な収集を通じたエコフィードの増産 等を支援



エコフィード利用拡大



補助率: 定額、1/2以内等

飼料生産型酪農経営支援事業

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、



▶ 飼料作付面積に応じて、本体交付金を交付

▶ 飼料面積を拡大し、輸入飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合、拡大面積に応じた追加交付金を併せて交付

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価[二作目、契約栽培の面積も対象]

- ▶ 飼料作付面積 1.5万円/1ha
- ▶ 飼料作付面積の拡大 3万円/1ha(追加交付)

草地関連基盤整備<公共>

▶ 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進

30 野菜価格安定対策事業

【(所要額) 16,558(17,235)百万円】

対策のポイント

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

<背景/課題>

国民消費生活上、必要不可欠な野菜について、消費者への安定供給を図るためには、価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付すること等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和する野菜価格安定対策を円滑に推進していくことが重要です。

政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制
(変動係数 1.8% (平成17年度) →1.4%以下 (平成37年度))

<主な内容>

野菜価格安定対策の円滑な推進

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

補助率：定額、65/100、60/100、50/100

事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

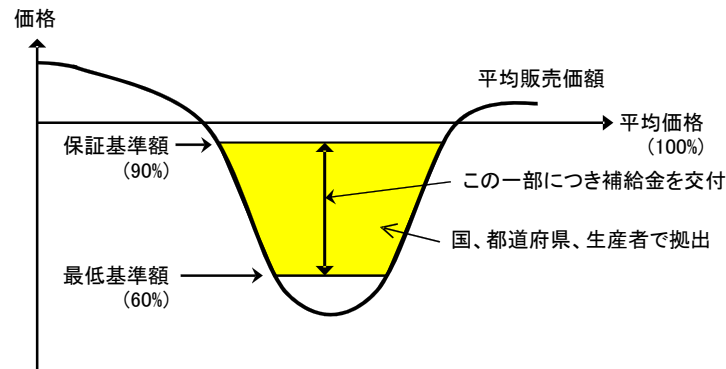
[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5961)]

野菜価格安定対策事業

平成30年度予算概算決定額 (所要額) 16,558 (17,235) 百万円

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施。

基本の仕組み



指定野菜 (14品目)
 キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、
 トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、
 ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、
 ほうれんそう

特定野菜 (35品目)
 アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、
 カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、
 こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、
 しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、
 そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、
 ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、
 やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、
 らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 35品目 国民消費生活や地域農業振興の観点から 指定野菜に準ずる重要な野菜
産地要件	面積	20ha (露地野菜)	5ha
	出荷割合	2/3	2/3
抛割割合 (国：都道府県：生産者)		3：1：1	1：1：1
平均価格		過去6カ年の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額		平均価格の90%	80%
最低基準額		平均価格の60%	55%
補填率		原則90%	80%
対象者		出荷団体、生産者 (個人・法人)	出荷団体、生産者 (個人・法人)

31 新しい園芸産地づくり支援事業

【1, 406 (2, 273) 百万円】

対策のポイント

実需者ニーズに対応した野菜や果樹、花きの生産拡大を実現するため、水田地帯において水稲から園芸作物への転換を図り、生産者と実需者等の関係者が連携して取り組む新しい園芸産地の育成を支援するとともに、需要が拡大する加工・業務用野菜について、安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・実需者ニーズに対応した野菜や果樹、花きの生産拡大を実現するためには、まとまった規模で大ロット生産が可能な水田地帯において、生産者と実需者等の関係者が連携した新しい園芸産地を育成していくことが重要です。このためには、水田から園芸作物に転換する際の技術面や販売面の課題を克服することが必要です。
- ・また、野菜については、食の外部化や簡便化の進展に伴い、加工・業務用を中心として国産需要が高まっていますが、実需者の多様なニーズに十分に答え切れておらず、輸入品にシェアが奪われている状況です。このため、収量・品質の安定化、生産コストの低減など、産地の生産構造を改革していくことが必要です。

政策目標

- 野菜の生産数量の増加
(1,195万トン(平成25年度)→1,395万トン(平成37年度))
- 果樹産地面積のうち優良果実の供給面積割合の増加
(5%(平成25年度)→17%(平成37年度))
- 国産花きの産出額の拡大
(3,785億円(平成25年)→5,000億円(平成32年))

<主な内容>

1. 園芸作物生産転換促進事業

671 (1, 480) 百万円

水田地帯において、生産者と実需者等の関係者で構成されるコンソーシアムによる推進体制により、産地の合意形成、品種の選定や出荷先の確保、排水対策や栽培技術の確立、機械・施設のリース導入など、新たな園芸産地の育成に必要な取組を一体的に支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：都道府県、民間団体
支援対象者：協議会(生産者、実需者等で構成)、民間団体

2. 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

735 (750) 百万円

輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術の導入に必要な経費を支援します。

対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、かぼちゃ、ほうれんそう、レタス、スイートコーン、えだまめ

補助率：定額
交付先：(独)農畜産業振興機構
事業実施主体：農業者団体等

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課園芸流通加工対策室

(03-3502-5958)

新しい園芸産地づくり支援事業

【平成30年度予算概算決定額 1,406(2,273)百万円】

園芸作物生産転換促進事業

- 実需者ニーズに対応した園芸作物の生産拡大を実現するため、**水田地帯において水稻から園芸作物への転換を図り、生産者と実需者等の関係者が連携して取り組む新しい園芸産地の育成を支援。**

【支援内容】

対象品目：露地野菜、施設野菜、果樹、花き

①産地の合意形成

水稻から園芸作物への転換に向けて、

- ・ 生産者間で生産体制の構想を検討するとともに、
- ・ 流通業者や実需者を含めたコンソーシアムを構築。



生産者間の生産体制の検討

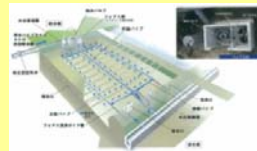


コンソーシアムによる会議

③排水対策や栽培技術の確立

水田地帯で園芸作物への転換が可能かを検証するため、

- ・ 地下水位制御システムによる排水対策の実証、
- ・ 栽培技術確立のための実証ほの設置、技術講習会等を実施。



地下水位制御システム



栽培研修

②品種の選定や出荷先の確保

新たに園芸作物に取り組むに当たり、

- ・ 産地の気象・土壌条件に適した品種の検討を行うとともに、
- ・ 事業実施後の契約取引の実現に向けて実需者と計画的に協議。



品種選定試験



実需者と計画的に協議

④機械・施設のリース方式による導入等

まとまった面積でより高い収益を確保できるよう、

- ・ 低コスト生産に必要な機械化一貫体系の導入や、
- ・ 施設野菜の生産に必要なハウス等の導入、
- ・ 導入する機械・施設に対応する栽培技術の実証等を実施。

【機械化一貫体系の導入（キャベツ）】



畝立同時施肥機

全自動移植機

収穫機



試験ほ場での機械実演

加工・業務用野菜生産基盤強化事業

- **加工・業務用野菜への作付転換を推進するため、作柄安定技術を導入する際に必要な経費を支援。**

支援対象

土壌・土層改良、マルチ・べたがけ等の資材の使用、病害虫防除資材の導入 等

対象品目

キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、かぼちゃ、ほうれんそう、レタス、スイートコーン、えだまめ

助成単価

定額（3年間の取組に対して15万円/10a）

作柄安定に係る技術



天地返し（土層改良）



土壌消毒



土壌改良資材



かん水（保水対策）



32 次世代施設園芸の取組拡大

【2, 362 (2, 501) 百万円】

対策のポイント

施設園芸産地の生産性向上と規模拡大に必要な技術を習得する仕組みづくりを支援するとともに、次世代型大規模園芸施設の整備や次世代施設園芸のノウハウの分析・情報発信を支援します。

<背景／課題>

- ・施設園芸は野菜等の周年安定供給に貢献するとともに、所得の向上と地域の雇用創出が見込まれる有望な部門です。
- ・農家数が減少傾向にある中、野菜等の供給力を確保するため、高い生産性と大規模化を実現する次世代施設園芸拠点を参考に、①周年・計画生産が可能な高度環境制御技術、②地域エネルギー活用・省エネルギー化技術、③雇用型の生産管理技術や省力化技術を導入し、施設園芸の生産性向上と規模拡大を進めていく必要があります。

政策目標

施設作トマトの1割以上で次世代施設園芸を実践

<主な内容>

1. 次世代施設園芸拡大支援事業 362 (501) 百万円

(1) 次世代施設園芸技術習得支援事業

施設園芸産地における生産性向上と規模拡大を加速化するため、高度環境制御技術、雇用型の生産管理技術及び自動化等の省力化技術について、産地の実情に合わせた実証や実証温室での研修受入等による技術を習得する仕組みづくりとその仕組みの各地域への展開を支援します。また、農地中間管理機構等と連携した農地と施設の一体的な集積を重点支援します。

(2) 次世代施設園芸地域展開促進事業

次世代施設園芸拠点の成果に関する情報発信、次世代施設園芸拠点のノウハウや施設の設置コスト低減方策を分析・整理した手引きの作成等を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：生産者・民間企業・都道府県等から構成されるコンソーシアム等

2. 強い農業づくり交付金（優先枠） 2,000 (2,000) 百万円

高度環境制御技術と地域エネルギー活用・省エネルギー化技術を活用した次世代型大規模園芸施設や生産性向上と規模拡大の技術習得に必要な実証温室の整備について、優先枠を設定して積極的に支援します。

交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 (03-3593-6496)

次世代施設園芸の取組拡大

【平成30年度予算概算決定額 2,362(2,501)百万円】

- 施設園芸の生産性向上と規模拡大の鍵となる、高度環境制御技術、雇用型の生産管理技術及び自動化等の省力化技術について、産地の実情に合わせた実証や実証温室での研修受入等により、技術を習得する仕組みづくり等を支援。
- 併せて、次世代型大規模園芸施設や技術習得に必要な実証温室の整備、次世代施設園芸のノウハウや施設の設置コスト低減方策の分析・整理及び情報発信を支援。

1 施設園芸における生産性向上と規模拡大の推進

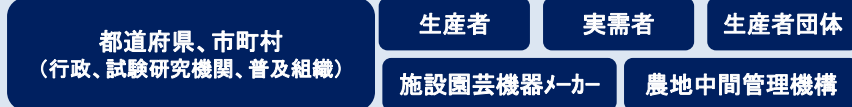
次世代施設園芸拡大支援事業 (次世代施設園芸技術習得支援事業)

生産性向上と規模拡大の加速化のための技術習得の仕組みづくり

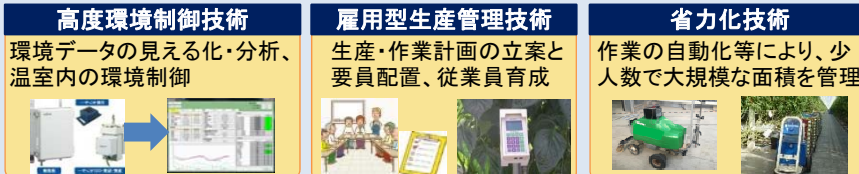
- コンソーシアムによる**技術の実証、研修**等を実施。

コンソーシアムの構成員

都道府県、生産者は必須構成員



技術の実証・研修



- 技術実証
- 実証温室での研修受入による技術習得
- 技術指導・データ分析・マニュアル作成

生産性の向上 + 経営規模の拡大

農地と施設の集積

農地中間管理機構等を活用した農地と施設の一體的集積を重点支援

※特に、農地中間管理機構を活用した場合、優先採択

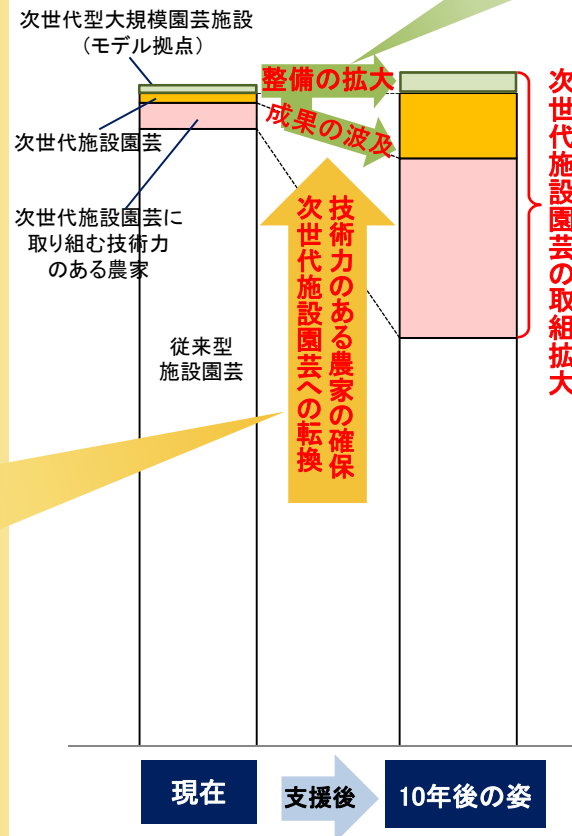
温室の低コスト化

低コスト化技術を活用した実証温室の整備も併せて支援

※強い農業づくり交付金と連携

コンソーシアムが実証の成果を各地域に普及

次世代施設園芸の取組拡大のイメージ



2 次世代施設園芸等の推進

強い農業づくり交付金 (次世代施設園芸優先枠)

- 高度環境制御技術と地域エネルギー活用・省エネルギー化技術を活用した**次世代型大規模園芸施設**、技術習得に必要な**実証温室の整備**を支援。



生産から出荷までの施設の集積

次世代施設園芸拡大支援事業 (次世代施設園芸地域展開促進事業)

- 次世代施設園芸拠点のノウハウや施設の設置コスト低減方策を分析・整理した**手引きの作成**、**全国フォーラムの開催**等を支援。



33 果樹支援関連対策

果樹農業好循環形成総合対策事業【5,560(5,660)百万円】
輸出環境整備推進事業【565(―)百万円の内数】

対策のポイント

省力化技術等を活用した労働生産性の向上を図る取組など、高品質果実の生産・供給体制の強化の取組を支援するとともに、消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大や輸出環境の整備の取組等を支援します。

<背景/課題>

- ・我が国の果樹農業は、高齢化の進展や担い手の減少、農地荒廃の加速化等により、生産基盤が脆弱化しており、園地の集積や労働生産性の向上など果実の供給力の維持・強化が大きな課題となっています。
- ・さらに、果実の需給構造を見ると、国内需要のうち6割、果実加工品だけを見ると9割を輸入に依存しており、国産果実加工品等の需要拡大を図るため、高品質な国産果実加工品等の魅力を発信することが重要となっています。

政策目標

果樹産地面積のうち優良果実の供給面積割合の増加
(5%(平成25年度)→17%(平成37年度))

<主な内容>

1. 果樹農業好循環形成総合対策事業 5,560(5,660)百万円
(1) 果樹産地における高品質果実の供給力の維持・強化
優良品目・品種への転換を加速するため、引き続き、産地の担い手による改植等を支援するほか、以下の取組を推進します。
※ 農地中間管理機構を活用するなど、構造改革に取り組む産地協議会を優先採択します。
 - ① 担い手への園地集積や条件の良い平地等への移動の推進
 - ア 面的な改植、担い手への園地集約の推進
園地を集積・集約することに伴い、追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を2万円/10a加算します(農地中間管理機構の活用等)。
 - イ 急傾斜地から平地等への移動改植の推進
経営規模の拡大や作業性の向上等を図るため、農地を集積し急傾斜地から平地等に移動して改植を行う際、園地整備に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を加算して支援します(加算額:2万円/10a)。
 - ② 労働生産性の向上を図る取組の強化
農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構モデル地区」における、ICTの導入等による省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系の構築のための実証等を支援します。
- (2) 加工原料安定供給対策の推進
産地における加工用果実の作柄安定技術の導入、果汁製品の高品質化設備や長期保存施設等の導入、新需要に対応した商品開発、需要拡大に向けた取組等を支援します。

(補助率:定額、定額(1/2相当)、6/10、1/2、1/3)
事業実施主体:(公財)中央果実協会、民間団体)

2. 輸出環境整備推進事業 565(―)百万円の内数
輸出先における残留農薬基準(インポートトレランス)の設定申請を支援します。
(補助率:定額)
事業実施主体:民間団体)

[お問い合わせ先:生産局園芸作物課 (03-3502-5957)]

果樹支援関連対策

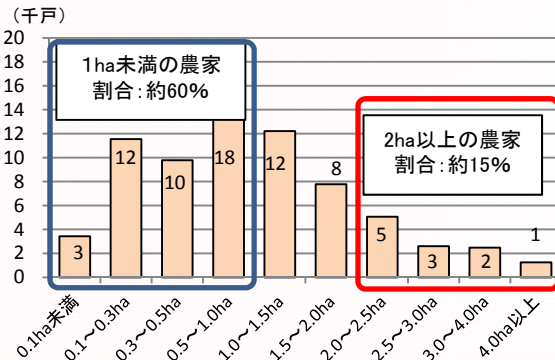
果樹農業好循環形成総合対策事業 【平成30年度予算概算決定額 5,560(5,660)百万円】
 輸出環境整備推進事業 【平成30年度予算概算決定額 565(一)百万円の内数】

省力化技術等を活用した労働生産性の向上を図る取組など、高品質果実の生産・供給体制の強化の取組を支援するとともに、消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大や輸出環境の整備の取組等を支援。

果樹農業好循環形成総合対策事業 (5,560(5,660)百万円)

果実の供給力の維持・強化【新規・拡充】

- ・高品質な国産果実は我が国の強み。
- ・しかしながら、果樹産地では、高齢化に伴い担い手が減少しており、果実の供給力の維持が困難になるおそれ。



⇒ まとまった園地を整備し、高品質果実の安定供給を図る産地体制の整備を図り、次世代に円滑に承継していく必要。

産地の担い手による改植等支援【拡充】※1

1 面的な改植、園地集約の推進【継続】

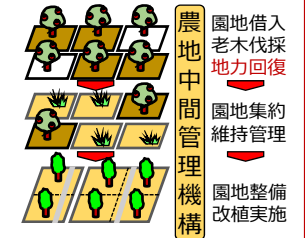
- ・園地を集積・集約することに伴い、追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を2万円/10a加算（農地中間管理機構の活用等）。※2

【改植】	23万円/10a	(みかん等のかんきつ類)
	17万円/10a	(りんご等の主要落葉果樹等)
	33万円/10a	(りんごわい化栽培等)
	1/2以内	(その他果樹)
【未収益】	22万円/10a	(5.5万円×改植の翌年から4年分)

2 農地を集積し急傾斜地から平地等へ移動して行う改植経費への支援【新規】

- ・生産基盤の拡大や作業性の向上等を図るため、**農地を集積し急傾斜地から平地等へ移動して改植を行う際、園地整備に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、2万円/10aを加算。**※2

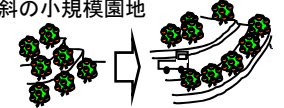
※1 産地の担い手による改植等についても、農地中間管理機構を活用するなど、構造改革に取り組む産地協議会を優先採択。
 ※2 同じほ場で1、2両方の取組を行う場合でも土層改良経費の加算は、2万円/10aが上限。



まとまった優良園地にして担い手に転貸

作業性の良い園地

急傾斜の小規模園地



労働生産性の向上を図る取組の強化【新規】

[補助率：定額]

- ・農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「**農地中間管理機構モデル地区**」における、**ICTの導入等による省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系の構築のための実証**等を支援。

【技術実証の例】：**ICT活用による省力的な圃場管理技術**や**AIによる摘果技術の早期習得**、なしのジョイント栽培やりんごの高密度わい化栽培等の**省力栽培技術**



ICTの導入



ノウハウの見える化

加工原料安定供給対策の推進【継続】

- ・ストレート果汁や機能性表示の利用など、消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大が重要。

- ・産地における加工用果実の作柄安定技術の導入、果汁製品の高品質化設備や長期保存施設等の導入、新需要に対応した商品開発、需要拡大に向けた取組等を支援。 [補助率：定額、1/2、1/3]

ニーズに合わせた国産果実加工品による需要拡大



カットフルーツ



高品質なりんごストレート果汁飲料

輸出環境整備推進事業 (565(一)百万円の内数)

- ・高品質な果実は輸出先国で人気が高く、有望な輸出品目であるが、輸出先によっては、残留農薬の条件クリアなどが必要。

- ・輸出先における残留農薬基準(インポートトレランス)の設定申請に必要なデータ収集等を支援。 [補助率：定額]

34 甘味資源作物生産支援対策

【10,186(9,795)百万円】
(平成29年度補正予算 1,550百万円)

対策のポイント

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定並びに砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきびの自然災害からの回復に向けた取組に対して支援します。

<背景/課題>

- ・国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差の是正のため、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対して交付金を交付し、経営の安定、砂糖の安定供給の確保を図ることが必要です。
- ・また、沖縄県、鹿児島県南西諸島の基幹作物であるさとうきびは、近年、台風や干ばつ等の自然災害が続いていることから、自然災害からの回復に向けた取組に対して支援することが必要です。

政策目標

- てん菜の生産量を増加
(357万トン(平成26年度)→368万トン(平成37年度))
- さとうきびの生産量を増加
(116万トン(平成26年度)→153万トン(平成37年度))
- 国内産糖の安定的な供給
(73万トン(平成26年度)→80万トン(平成37年度))

<主な内容>

1. 甘味資源作物生産者等支援安定化対策 9,481(9,090)百万円

国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構に交付するとともに、生産者交付金の代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行います。

補助率：定額
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構
生産者団体等

2. 甘味資源作物安定生産体制確立事業 705(705)百万円

「さとうきび増産基金」により、台風、干ばつ、病害虫発生等の自然災害からの回復に向けた取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：生産者団体等

3. 甘味資源作物生産性向上緊急対策事業

(平成29年度補正予算 1, 550百万円)

(1) さとうきび等生産性向上緊急対策事業

① さとうきび生産性向上支援事業

さとうきびの生産性向上を図るため、ハーベスタや株出管理機等の農業機械の導入や自然災害に強い品種への転換等、島ごとの実情に応じた取組を支援します。

〔補助率：リース料の6/10以内、定額〕
事業実施主体：生産者組織等〕

② 分みつ糖工場労働効率向上支援事業

製糖工場における働き方改革への対応や慢性的な労働力不足の改善に向けて、人員配置の改善の検討など労働効率を高める取組を支援します。

〔補助率：定額〕
事業実施主体：県域以上の民間団体等〕

(2) かんしょ生産性向上緊急対策事業

かんしょについて、近年の低温・寡照の影響等による収量の低迷からの回復を図るため、適期作業による収量増加などを可能とするマルチ栽培を行う機械の導入等を支援します。

〔補助率：物件相当額の1/2以内〕
事業実施主体：生産者組織等〕

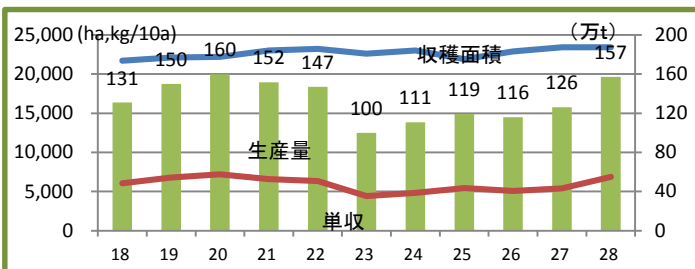
[お問い合わせ先：政策統括官付地域作物課 (03-3501-3814)]

甘味資源作物対策

【甘味資源作物安定生産体制確立事業 平成30年度予算概算決定額:705(705)百万円】
 (甘味資源作物生産性向上緊急対策事業 平成29年度補正予算額:1,550百万円)

- 甘味資源作物は、沖縄県及び鹿児島県等の基幹作物であり、地場産業である製糖工場等と共に地域経済と地域雇用を支える存在となっているが、機械化の遅れや慢性的な労働力不足が顕在化しており、他産業と比べて生産性の向上が特に必要。
- 地域経済を活性化するためには、地域の基幹作物であるさとうきびの増産が必要であり、平成27年に改定した「さとうきび増産プロジェクト」に定めた取組のうち、地力の増進など地域において特に重要な取組を支援するとともに、自然災害からの回復に向けた取組や気象災害等の状況を受けても再生産が確保できるよう生産構造の安定化を図る取組に対して支援を行うことで、さとうきびの「増産」を確実なものとする。

さとうきびの生産状況



島ごとの増産プロジェクト

<内容>

- 島ごとの主な課題
- 増産に向けた生産目標(作型別の面積、単収、生産量等)
- 目標達成に向けた取組計画(経営基盤、生産基盤、技術対策等)

生産性向上 (29年度補正予算)

生産者向け

生産構造改革

さとうきび、かんしょの産地において、生産性向上を図るために必要となる農業機械等のリース導入を支援。

取組例

<さとうきび>

適期植付、適期株出管理を行うため、収穫機と株出管理機等を一体的に導入



収穫機

<かんしょ>

適期に作業を実施するため、マルチ張り機や挿苗機等の導入を支援し、収量増加を推進



マルチ張り機

生産技術向上

さとうきび産地において、自然災害に強い品種への転換等島ごとの実情に応じた生産性向上の取組を支援。

取組例

<さとうきび>

地域条件に適応した優良品種の計画的普及



採苗ほ

製糖事業者向け

働き方改革への対応や慢性的な労働力不足の改善に向けて、人員配置の改善の検討など労働効率を高める取組を支援。

取組例

<甘しや糖工場>

工場診断等により、省力化や自動化できる工程の検討、人員配置の改善の試行的取組



労働力の効率化

増産基金 (30年度予算)

自然災害被害対策

自然災害	主な対策
干ばつ	・かん水
台風	・除塩(散水) ・苗の補植、改植
病虫害	・病虫害防除
その他の災害	(災害の内容に応じた対策) ・株出管理作業 ・苗の確保 等

工場対策

35 地域特産作物支援関連対策

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

【1,450(1,614)百万円】

輸出環境整備推進事業【565(一)百万円の内数】

対策のポイント

茶や薬用作物などの地域特産作物について、生産性の向上等による競争力強化を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・茶や薬用作物、甘味資源作物などは、地域の加工技術等と結びつき品質の高い製品を生み出すことで、中山間地域等における農業振興や地域経済の活性化に貢献しています。
- ・しかしながら、技術指導や技術改良に対応する体制の構築が進んでおらず、低コスト化や需要に応じた生産等が課題となっています。
- ・これらの課題を解決して生産性の向上等を実現し、競争力強化を図るためには、全国組織等による民間企業と連携した支援体制の整備や、地域の実情に応じた生産体制の強化や需要創出、輸出環境の整備等の取組が必要となっています。

政策目標

- 茶の輸出額の増加(50.5億円(平成24年)→150億円(平成31年))
- 薬用作物の栽培面積の拡大(524ha(平成27年度)→630ha(平成32年度))

<主な内容>

1. 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

1,450(1,614)百万円

(1) 全国的な支援体制の整備

茶や薬用作物などの地域特産作物の生産性の向上や高品質化等を図るため、全国組織等による民間企業とのマッチング、機械・技術の改良、技術アドバイザーの派遣、需要拡大等を行うための取組を支援します。

(2) 地域における取組の支援

① 生産体制の強化

茶の改植や有機栽培等への転換、実証ほの設置等の生産体制の確立、省力化・低コスト化のための農業機械等の改良及びリース導入、生産安定技術の確立等を支援します。

② 需要の創出

消費者・実需者ニーズの把握、実需者等と連携した商品開発、製造・加工技術の確立等を支援します。

(補助率：定額、1/2以内等
事業実施主体：民間団体等)

2. 輸出環境整備推進事業

565(一)百万円の内数

輸出先国における残留農薬基準(インポートトレランス)の設定申請を支援します。

(補助率：定額
事業実施主体：民間団体等)

[平成30年度予算の概要]

(関連対策)

薬剤抵抗性病害虫・難防除雑草等の防除対策の高度化事業

53 (一) 百万円の内数

マイナー作物に対する農薬の適用拡大に必要な薬効薬害・作物残留試験等の実施、ドローン等無人航空機による農薬散布を活用した防除方法等の確立、難防除雑草に対する防除技術確立及び薬剤抵抗性病害虫・雑草の管理体制の構築に対して支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：	
1 (1)、(2) の事業	生産局地域対策官 (茶・薬用作物等) (03-6744-2117)
1 (2) の事業	政策統括官付地域作物課 (甘味資源作物等) (03-3501-3814)
2 の事業	食料産業局輸出促進課 (03-3501-4079)
関連対策の事業	消費・安全局植物防疫課 (03-3502-3382)

地域特産作物支援関連対策

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
輸出環境整備推進事業

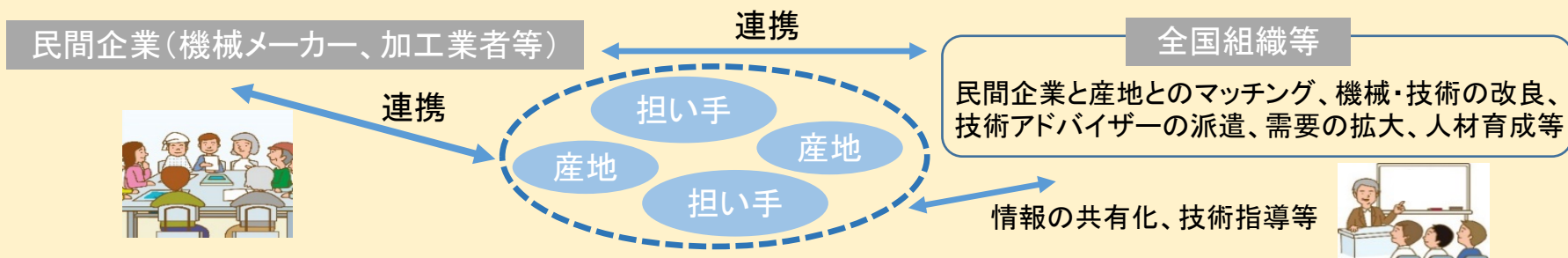
【平成30年度予算概算決定額 1,450(1,614)百万円】
【平成30年度予算概算決定額 565(一)百万円の内数】

1. 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業 【1,450(1,614)百万円】

- 茶や薬用作物など地域特産作物は、中山間地域等における農業振興や地域経済の活性化に貢献する重要な作物。
- しかしながら、技術指導や技術改良に対応する体制の構築が進んでおらず、省力化・低コスト化や消費者の嗜好・ライフスタイルの変化に合わせた生産及び商品開発等が課題。
- このため、全国組織等による民間企業と連携した支援体制の整備や地域の実情に応じた生産体制の強化・需要創出等の取組への支援が必要。

(1) 全国的な支援体制の整備

全国組織等が省力化・低コスト化、需要拡大などの共通課題の解決に向け、担い手等に対する技術指導や、民間企業とのマッチング等の支援を行うことにより、担い手育成や経営規模の拡大等を実現。



(2) 地域における取組の支援

<生産体制の強化>

- ・ 生産体制の確立(新植・改植の支援、有機栽培等への転換、未収益期間支援、実証ほの設置 等)
- ・ 省力化・低コスト化(機械実証導入、設備改善、機械等のリース導入 等)
- ・ 生産安定化技術の確立(有望品種やバイオ苗を活用した栽培技術実証 等)
- ・ 種苗供給体制の整備(種苗用栽培方法の確立 等)

<需要の創出>

- ・ 消費者・実需者ニーズの把握(マーケティング調査 等)
- ・ 実需者等と連携した商品開発(試作品作成、包装の改良 等)
- ・ 製造・加工技術の確立(高品質化技術の実証、品質管理機器の整備 等)
- ・ 消費者等の理解促進(パンフレットの作成 等)



<茶の新植・改植>



<実証ほの設置>



<機械等のリース導入>



<マーケティング調査>

茶の萎凋処理による香りを発現させる加工技術



<商品開発>

蛍光シルクによる新需要の創出



2. 輸出環境整備推進事業 【565(一)百万円の内数】

- ・ 輸出先国における残留農薬基準(インポートトレランス)の設定申請の支援

36 花き支援関連対策

【758（751）百万円】

対策のポイント

国産花きの生産拡大を図るため、花き業界関係者が一体となって行う、需要に合わせた生産・供給体制の強化や物流の効率化の取組を支援するとともに、需要拡大に向けた効果的な取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成26年12月に施行された「花きの振興に関する法律」の理念の実現に向けて、国産花きの生産・供給体制の強化や需要拡大に向けた取組等を推進し、国産花きの生産拡大を図ることが重要です。
- ・また、トラックドライバーの不足等から物流費の高騰や輸送手段の確保が困難となっていることから、品目・品種によって荷姿が大きく異なる花きの物流を抜本的に効率化することが求められています。

政策目標

国産花きの産出額の拡大（3,785億円（平成25年）→5,000億円（平成32年））

<主な内容>

1. 国産花きイノベーション推進事業 712（751）百万円

生産者と川上及び川下の情報を的確に捉えた流通業者等が連携して取り組むニーズに合致した品目・品種の導入や栽培体系の実証などによるマーケットインの産地づくり、産地間連携の取組、盆栽等の事前隔離栽培の実証、需要拡大に向けた効果的なプロモーション活動等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：協議会、民間団体等

2. 食品流通合理化促進事業のうち

花き物流システム高度化・転換実証支援事業 46（一）百万円

複数の産地、流通業者、小売業者等の幅広い関係者が参画し、流通に用いる台車の統一や共同出荷輸送等の流通システム転換を行う社会実験の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（03-6738-6162）

花き支援関連対策

平成30年度予算概算決定額 758(751)百万円

- 国産花きの生産拡大を図るため、花き業界関係者が一体となっていく、需要に合わせた生産・供給体制の強化や物流の効率化の取組を支援するとともに、需要拡大に向けた効果的な取組等を支援。

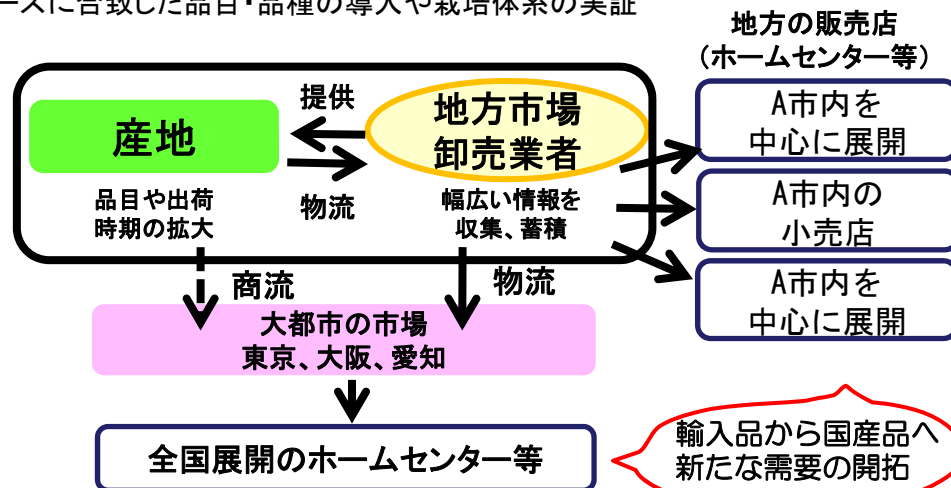
生産・供給体制の強化、需要の拡大

事業名：国産花きイノベーション推進事業(712(751)百万円)

- ・ 年間を通して一定水準の品質と数量が求められるホームセンター等における国産シェア拡大を図るため、**生産者と川上及び川下の情報を的確に捉えた流通業者等が連携して行うマーケットインの産地づくり**を支援。

(具体例)

- ・ ニーズに合致した品目・品種の導入や栽培体系の実証



- ・ この他、産地間連携の取組、盆栽等の事前隔離栽培の実証、需要拡大に向けた効果的なプロモーション活動等を引き続き支援。

くらしの中に花を取り入れましょう!



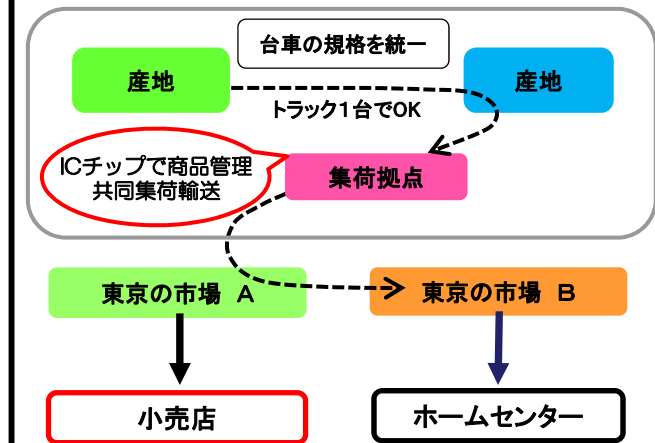
物流の抜本的効率化

事業名：食品流通合理化促進事業のうち花き物流システム高度化・転換実証支援事業(46(-)百万円)

- ・ 品目・品種によって荷姿が大きく異なる花きの物流を抜本的に効率化するため、複数の産地、流通業者、小売業者等の幅広い関係者が参画し、**流通に用いる台車の統一や共同出荷輸送等の流通システム転換を行う社会実験の取組**を支援。

(花き物流の特徴)

- ・ 様々な箱や容器が存在し、品目や品種ごとに大きく異なる荷姿。
- ・ 流通業者ごとに台車がバラバラ。



37 産地活性化総合対策事業

【2, 574 (2, 355) 百万円】

対策のポイント

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産体制の高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援します。

<背景/課題>

- ・農畜産物価格の低迷、資材価格の上昇等、農業生産現場は依然厳しい状況に置かれています。
- ・この状況を打開するためには、「日本再興戦略」等に基づき、「攻めの農業」の実現に向け、マーケットインの発想から実需者等と一体となり新品種等を活用した「強み」のある産地の形成、国産花きの生産・供給体制の強化等による生産体制の高度化等を進めることが重要です。

政策目標

平成26年度から平成30年度までの5年間で新たに「強み」のある農畜産物を150以上創出等

<主な内容>

1. 国産花きイノベーション推進事業

国産花きの生産拡大を図るため、生産者と川上及び川下の情報を的確に捉えた流通業者等が連携して取り組むニーズに合致した品目・品種の導入や栽培体系の実証などによるマーケットインの産地づくり等を支援します。

2. 養蜂等振興強化推進事業

養蜂振興を図るため、蜜源確保、熊による被害の実態調査や蜜蜂の衛生・飼養管理技術の普及を支援するとともに、花粉交配用昆虫の安定確保を図るため、園芸産地と養蜂家の連携や在来種マルハナバチの利用拡大の取組を支援します。

3. 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

茶の改植や有機栽培等への転換、薬用作物の栽培技術の確立・普及、実需者等と連携した地域特産作物の新商品の開発、生産体制の確立に必要な農業機械等のリース導入等、地域の実情に応じた生産体制の強化や需要の創出などの取組を総合的に支援します。

4. 生産体制・技術確立支援事業

生産体制や技術面の課題を克服するため、作業ピーク時における労働力不足を解消するための労働力募集や産地とのマッチングの推進、実需者とも連携した新品種・新技術の導入、ICT導入による経営改善効果の定量的な分析・周知の取組等を支援します。

5. 農作業安全総合対策推進事業

農作業安全対策の実効性を高めるため、事故割合の高い高齢農業者への安全指導体制を強化するとともに、新たに農業法人に対する大型農機の安全対策、労働法制等に関する研修の実施など、農業法人における安全確保の取組強化を支援します。

[平成30年度予算の概要]

6. 地鶏等生産振興推進事業

増体性等に優れた地鶏を作出するため、素材鶏の能力強化及び地鶏の統合化推進を支援します。

7. 戦略作物生産拡大支援事業

水田のフル活用と需要に応じた大豆、麦、飼料用米、米粉用米等の生産拡大に向け、多収品種や技術の導入実証、担い手向けの革新的な技術の改良・導入、新たな米粉製品の開発、米粉製造業者等と連携した米粉用米のモデル産地の確立等の取組を支援します。

8. 地域コンソーシアム支援事業

「強み」のある産地形成を図るため、新品種や新技術等を活用して、実需者、農業者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組等を総合的に支援します。

9. いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業

国産畳表の高品質化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産畳表の価格が下落した際に補てん金を交付します。

補助率：定額、1/2以内等
事業実施主体：協議会、民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業	生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 (03-6738-6162)
2の事業	生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 (養蜂等振興(花粉交配用昆虫)) (03-3593-6496) 生産局畜産振興課(養蜂等振興(蜜源植栽支援等)) (03-3591-3656)
3の事業	生産局地域対策官(茶、薬用作物等) (03-6744-2117) 政策統括官付地域作物課(甘味資源作物等) (03-3501-3814)
4・5の事業	生産局技術普及課 (03-6744-2107)
6の事業	生産局畜産振興課 (03-3591-3656)
7の事業	政策統括官付穀物課 (03-3502-5965)
8の事業	生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
9の事業	生産局地域対策官 (03-6744-2117)

産地活性化総合対策事業

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成など生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援。

国産花きイノベーション推進事業

国産花きの生産拡大を図るため、ニーズに合致した品目・品種の導入等を支援

事業実施主体: 協議会、民間団体等
補助率: 定額

養蜂等振興強化推進事業

養蜂振興や花粉交配用昆虫の安定確保を図るための技術普及等を支援

事業実施主体: 協議会、民間団体等
補助率: 定額

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

地域特産作物の地域の実情に応じた生産体制の強化や需要の創出等を総合的に支援

事業実施主体: 民間団体等
補助率: 定額、1/2以内等

生産体制・技術確立支援事業

生産体制や技術面の課題を克服するため、労働力募集や産地とのマッチング、新品種・新技術の導入、ICT導入効果の定量的な分析・周知等を支援

事業実施主体: 民間団体等
補助率: 定額、1/2以内

農作業安全総合対策推進事業

農作業安全対策の実効性を高めるため、農業法人における安全確保の取組強化を支援

事業実施主体: 民間団体等
補助率: 定額

地鶏等生産振興推進事業

増体性等に優れた地鶏を作出するため、素材鶏の能力強化等を支援

事業実施主体: 協議会、民間団体等
補助率: 定額、1/2

戦略作物生産拡大支援事業

水田フル活用と需要に応じた生産に向け、多収品種や技術の導入、米粉用米産地の確立等を支援

事業実施主体: 民間団体等
補助率: 定額、1/2以内

地域コンソーシアム支援事業

実需者、農業者等関係者が一体となったコンソーシアムによる栽培技術実証等を支援

事業実施主体: 協議会等
補助率: 定額、1/2以内

いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業

国産畳表の高品質化等に取り組む生産者の経営安定を図るため価格下落時に補てん金を交付

事業実施主体: 民間団体等
補助率: 定額

38 農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査 【80（－）百万円】

対策のポイント

農業資材の価格引下げや農産物流通・加工の合理化に向けて、国内外における農業資材の価格や農畜産物の流通実態等を調査します。

<背景／課題>

- ・平成28年11月に決定された「農業競争力強化プログラム」において、国は、農業資材価格の引下げや農産物の流通・加工の合理化など、農業者の努力では解決できない分野に対処することとされています。
- ・また、平成29年8月に施行された「農業競争力強化支援法」において、国は、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行い、これらの結果を公表することとされています。
- ・農業者の所得向上を実現するためには、これまで国が実施してきた調査を強化し、施策のPDCAサイクルを回してその着実な実行を図る必要があります。

政策目標

農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法の着実な実行による「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」等の実現

<主な内容>

農業競争力強化プログラムに位置付けられた施策や農業競争力強化支援法に基づく施策について、その実施状況や効果を把握するとともに、施策の推進上の新たな課題を抽出するための調査を実施し、その結果を公表します。

(想定される調査項目の例)

- 農業資材関係
 - ・ 国内外の代表的な農業資材の販売価格・流通等の実態
 - ・ 海外での農業資材に係る技術開発の動向
 - ・ 海外の農業資材に係る法制度及びその運用 等
- 農産物流通・加工関係
 - ・ 国内外の農畜産物の流通・加工の構造
 - ・ 産地における農産物の出荷規格の設定動向
 - ・ 農産物物流の実態やモーダルシフト等の導入状況
 - ・ 消費者の農産物価格への感度や許容度など、消費者目線の調査・分析 等

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

[お問い合わせ先：生産局技術普及課 (03-6744-2182)]

農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査

(平成30年度予算概算決定額：80(一)百万円)

背景

農業競争力強化プログラムの達成及び農業競争力強化支援法の確実な執行に向けて、有効な施策を企画・立案するとともに、施策のPDCAサイクルを回してその着実な実行を図るためには、農業資材や流通・加工に関して、施策による農業経営の改善効果を継続的に把握するとともに、国内外の主要な資材・流通・加工メーカーの動向等を把握することが必要。

調査項目（想定）

農業資材関係

- 国内外の代表的な農業資材の販売価格・流通等の実態
- 海外での農業資材に係る技術開発の動向
- 海外の農業資材に係る法制度及びその運用等

農産物流通・加工関係

- 国内外の農畜産物の流通・加工の構造
- 産地における農産物の出荷規格の設定動向
- 農産物物流の実態やモーダルシフト等の導入状況
- 消費者の農産物価格への感度や許容度など、消費者目線での調査・分析等

調査結果の施策への反映

「農業資材価格の引下げ」と「農産物流通等の合理化」による農業者の所得向上

39 食品流通合理化促進事業

【335（一）百万円】

対策のポイント

食品の流通構造の合理化を図るため、パレットの導入等による物流の効率化等を支援するとともに、輸出拠点構築等を支援します。

<背景／課題>

- ・物流においては、トラックドライバー不足等から物流費の高騰や輸送手段の確保が困難となる状況にある中で、関係者が連携し、物流の効率化を図ることや更なる物流高度化に向けた新たな技術・方式の実用化を促進することが必要です。
- ・また、食品の流通・販売においては、生産者と消費者双方がメリットを受けられる流通構造を確立するため、ICTを活用したサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等が必要です。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.5兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))
- 農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,502億円(平成28年)→1兆円(平成31年))

<主な内容>

1. 食品等物流改革高度化事業

(1) 物流業務改革促進支援事業

生産者や流通業者による一貫パレチゼーションの取組のほか、新たな船舶輸送体制の構築等の新たな流通技術・方式等の実証を支援します。

(2) 花き物流システム高度化・転換実証支援事業

複数の産地、流通業者、小売業者等の幅広い関係者が参画し、流通に用いる台車の統一や共同出荷輸送等の流通システム転換に向けた社会実験の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2）
（事業実施主体：民間団体等）

2. 食品流通合理化・新流通確立事業

流通業者等による生産情報の実需者への提供や代金決済の円滑化等の取組、ICTの活用等によるサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等のための調査・実証、設備導入の取組を支援します。

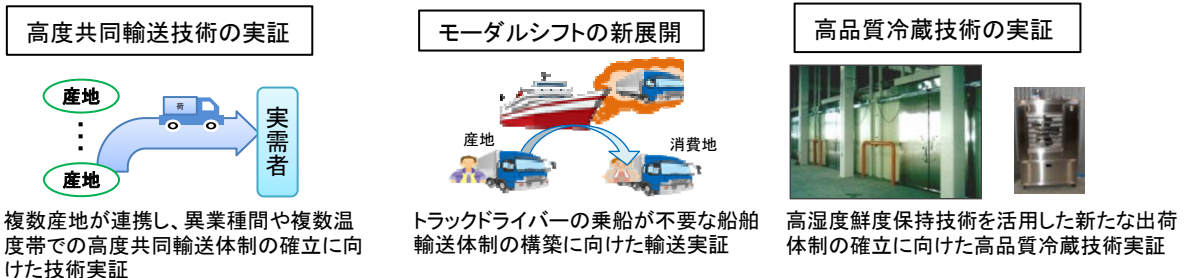
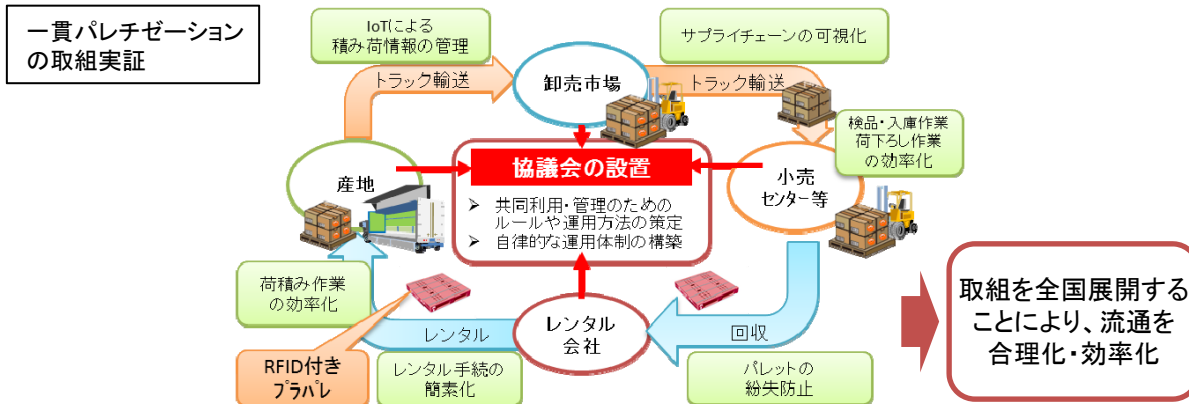
（補助率：定額、1／2）
（事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：
1 (1) 及び2の事業
食料産業局食品流通課 (03-3502-5741)
1 (1) 及び(2)の事業
生産局園芸作物課 (03-6744-2113)

食品の流通構造の合理化を図るため、パレットの導入等による物流の効率化等を支援するとともに、ICTを活用したサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等を支援。

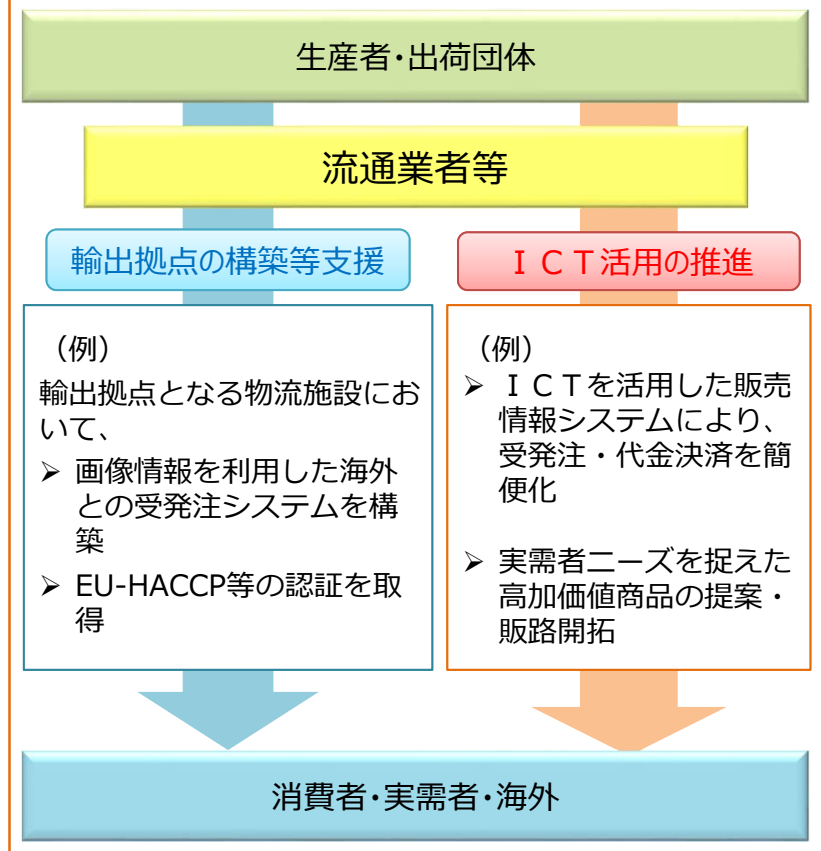
物流改革等支援のイメージ

➢ 一貫パレチゼーションの取組や、新たな流通技術・方式等の実証等を支援



輸出拠点構築等支援のイメージ

➢ 流通業者等によるICTを活用した生産情報の実需者への提供、代金決済システムの導入等による輸出拠点構築などサプライチェーンの合理化に資する調査・実証、関連設備の導入を支援



40 食品産業イノベーション推進事業

【86（－）百万円】

対策のポイント

ICT・ロボット・AI技術の活用実証や、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会等により、食品産業におけるイノベーションを創出し、食品製造業から外食・中食産業に至る食品産業全体の生産性向上を推進します。

<背景／課題>

- ・食品製造業は、原料の投入や製品の箱詰めなど人手を要する工程が多いことや、他産業と比べ労働装備率が低く自動化・省人化が遅れていることなどから、労働生産性が低い状況にあります。
- ・外食・中食産業は、調理や盛りつけなど人手を要する工程が多いことや、正規就労者の就業時間が他産業と比べ長時間に及ぶ割合が高いことから、労働生産性が低い状況にあります。
- ・他方、ICT、ロボット、AI（人工知能）等による技術革新は、従来にないスピードとインパクトで進行しており、この技術革新を的確に捉え、生産性向上を推進する必要があります。
- ・特に、中小・小規模食品事業者では、人手不足が深刻化する中、新たな設備投資や経営改善の取組を促進し、生産性の向上を図ることが課題となっています。

政策目標

平成33年度までに食品製造業の労働生産性の伸び率を年3.0%とする

<主な内容>

1. モデル実証の支援

(1) 革新的技術活用実証事業

人手不足の解消や生産コスト低減、経営管理能力向上のためのICT・ロボット・AI技術の導入等による生産効率向上など、革新的な技術の活用実証を支援します。

(2) 業種別業務最適化実証事業

専門家の工場診断や改善指導による生産性向上などを通して、業務の最適化や人材育成を図る取組を支援します。

2. 研修会等の開催

本事業による実証・調査結果も活用し、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会等の開催や業界内で横展開する取組を支援します。

3. 先進・優良事例等の調査

ICT・ロボット・AI等の新たな技術を活用して生産性向上を図る取組や、原材料・資材等の共同調達・輸送・保管等により生産性向上を図る取組などの先進・優良事例調査等を支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局食品製造課

(03-6744-7180)]

食品産業イノベーション推進事業

平成30年度予算概算決定額：86（一）百万円

ICT・ロボット・AI技術の活用実証や、食品事業者の生産性向上に対する意識向上を目的とした研修会等により、食品産業におけるイノベーションを創出し、食品製造業から外食・中食産業に至る食品産業全体の生産性向上を推進。

現状/課題

- 食品製造業は、原料の投入や製品の箱詰めなど人手を要する工程が多いことや、他産業と比べ労働装備率が低く自動化・省人化が遅れていることなどから、労働生産性が低い状況。
- 外食・中食産業は、調理や盛りつけなど人手を要する工程が多いことや、正規就労者の就業時間が他産業と比べ長時間に及び割合が高いことから、労働生産性が低い状況。
- 他方、ICT、ロボット、AI（人工知能）等による技術革新は、従来にないスピードとインパクトで進行しており、この技術革新を的確に捉え、生産性向上を推進する必要。
- 特に、中小・小規模食品事業者では、人手不足が深刻化する中、新たな設備投資や経営改善の取組を促進し、生産性の向上を図ることが課題。

（１）モデル実証の支援

①革新的技術活用実証事業

人手不足の解消や生産コスト低減、経営管理能力向上のためのICT・ロボット・AI技術の導入等による生産効率向上など、革新的な技術の活用実証を支援。

②業種別業務最適化実証事業

専門家の工場診断や改善指導による生産性向上などを通して、業務の最適化や人材育成を図る取組を支援。



（２）研修会等の開催

本事業による実証・調査結果も活用し、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会等の開催や業界内で横展開する取組を支援。

（３）先進・優良事例等の調査

ICT・ロボット・AI等の新たな技術を活用して生産性向上を図る取組や、原材料・資材等の共同調達・輸送・保管等により生産性向上を図る取組などの先進・優良事例調査等を支援。

食品産業のイノベーション推進・生産性向上